議案第80号

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

令和元年9月25日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒に関する条例(昭和35年板橋区条例第15号)の一部を 次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年板橋区条例第 号)第21条第1項に規定する地域手当に相当する報酬、第22条第1項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬、第24条第1項に規定する時間外勤務手当に相当する報酬、第25条に規定する休日給に相当する報酬及び第26条に規定する夜間勤務手当に相当する報酬を除く。))」を加える。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

減給の対象に会計年度任用職員に支給される報酬を追加する必要がある。